

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年10月28日
【会社名】	RHトラベラー株式会社 (旧会社名 トラベラー株式会社)
【英訳名】	RH TRAVELER CORP. (旧英訳名 TRAVELER CORP.) (注)平成21年9月25日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成21年10月1日をもって商号をトラベラー株式会社(英訳名 TRAVELER CORP.)から、RHトラベラー株式会社(英訳名 RH TRAVELER CORP.)に変更いたします。
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹田 浩
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町一丁目10番地
【電話番号】	03(3234)7911(代表)
【事務連絡者氏名】	コーポレート本部長 小池 良幸
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町一丁目10番地
【電話番号】	03(3234)7911(代表)
【事務連絡者氏名】	コーポレート本部長 小池 良幸
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 25,377,880円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 113,057,880円 (注)行使価額の修正または調整がされた場合等には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加または減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を取得した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	685個(本新株予約権1個につき、1,000株)
発行価額の総額	25,377,880円
発行価格	1個につき37,048円(本新株予約権の目的である株式1株あたり37.048円)
申込手数料	該当事項はありません
申込単位	1個
申込期間	平成21年11月13日(金)
申込証拠金	該当事項はありません
申込取扱場所	RHトラベラー株式会社 コーポレート本部
払込期日	平成21年11月13日(金)
割当日	平成21年11月13日(金)
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 銀座中央支店

(注) 1. 本新株予約権の発行については、平成21年10月28日開催の取締役会決議によるものであります。

2. 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとします。

3. 本新株予約権の募集は、第三者割当の方法によります。

4. 振替機関は以下のとおりであります。

名称：株式会社 証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

5. 割当予定先2社の概要及び当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称		橡果香港集?有限公司 (Acorn Hong Kong Holdings Limited)	
割当新株予約権数		450個	
払込金額		16,671,600円	
割当予定先の内容	住所	Flat/Rm 1010,10/F,TAI YAU BLDG,181 Johnston Rd Wanchai, Hong Kong	
	代表者の氏名	何 成宏	
	資本の額	12,000,000香港ドル	
	設立年月日	2009年9月10日	
	事業の内容	貿易業	
	大株主及び持株比率	Bright Rainbow Investments Limited 51.0% GLOBAL FIRM INVESTMENT LIMITED 29.5% H&R GROUP LIMITED 19.5%	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません
	取引関係等	取引関係	該当事項はありません
		人的関係	該当事項はありません

(注) 割当予定先の内容及び当社との関係の欄は、本屆出書提出日現在におけるものであります。

割当予定先の氏名又は名称		REDHORSE HOLDINGS LIMITED	
割当新株予約権数		235個	
払込金額		8,706,280円	
割当予定先の内容	住所	ROOM 302B,AIA Plaza, 18 Hysan Avenue, Causeway Bay,Hong Kong	
	代表者の氏名	SHU TAIHO	
	資本の額	7,075,000香港ドル	
	設立年月日	2007年3月13日	
	事業の内容	中国企業との業務提携仲介、M & A支援等	
	大株主及び持株比率	H&R GROUP LIMITED 100%	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません
	取引関係等	取引関係	該当事項はありません
		人的関係	当社のその他関係会社であるRHインシグノ株式会社取締役周秦鳳が当該割当予定先の代表に就任しています。

(注) 割当予定先の内容及び当社との関係の欄は、本屆出書提出日現在におけるものであります。

（参考）

橡果香港集?有限公司（Acorn Hong Kong Holdings Limited）について

平成21年10月28日に行われた資本提携と同時に行う業務提携の契約先は、橡果香港集?有限公司（Acorn Hong Kong Holdings Limited）の親会社の橡果国際有限公司（Acorn International, Inc.）でありますので、参考として橡果国際有限公司（Acorn International, Inc.）の概要を記述致します。

また、橡果国際有限公司（Acorn International, Inc.）は中国の企業であるところ、中国企業が日本に直接投資することが現地の法律上認められないため、同社の完全子会社であるChina DRTV Inc.の投資子会社であるBright Rainbow Investments Limitedが今般の自己株式の取得及び新株式・新株予約権の取得を目的として、GLOBAL FIRM INVESTMENT LIMITED、及びH&R GROUP LIMITEDとの共同出資により橡果香港集?有限公司（Acorn Hong Kong Holdings Limited）を設立しています。そのため参考として、Bright Rainbow Investments Limitedの概要も記述致します。

なお、GLOBAL FIRM INVESTMENT LIMITEDは橡果国際有限公司（Acorn International, Inc.）の商品仕入先である上海鼠管家貿易有限公司が100%出資する投資会社です。

また、Bright Rainbow Investments Limitedの100%株主であるChina DRTV Inc.は、橡果国際有限公司（Acorn International, Inc.）が100%出資する英領バージン諸島に本店所在地を有するテレビ通販事業の会社であります。

H&R GROUP LIMITEDは、GLOBAL FIRM INVESTMENT LIMITEDのビジネスパートナーであり、REDHORSE HOLDINGS LIMITEDが100%出資する香港の投資会社です。

橡果国際有限公司(Acorn International, Inc.)の概要

(平成20年12月31日現在)

商号	橡果国際有限公司(Acorn International, Inc.)		
本店所在地	19th Floor, 20THBuilding, Number 487 Tianlin Road, Xuhui District, Shanghai, People's Republic of China		
代表者の役職・氏名	首席執行官 胡煜君 (Chairman of the board of directors, chief executive officer James Yujun Hu)		
事業内容	テレビ通販事業会社等を営むグループ会社の業務遂行の支援及び経営管理		
資本の額	215,761,000米ドル		
設立年月日	1998年10月20日		
発行済株式数	88,209,368株		
事業年度の末日	12月31日		
従業員数	1,937人		
主要取引先	CCTV, HunanTV, BeijingTV		
主要取引銀行	Citibank		
大株主及び持株比率	SB Asia Investment Found L.P. 24.26% Robert E. Roche 18.11% Acorn Composite Corporation 16.00%		
当社との関係	資本関係	該当事項はありません	
	人的関係	該当事項はありません	
	取引関係	該当事項はありません	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません	
最近3年間の経営成績及び財政状態(単位:1,000米ドル)			
	平成18年12月期	平成19年12月期	平成20年12月期
純資産	51,216	243,374	215,761
総資産	118,699	287,776	304,185
1株当たり純資産(米ドル)	0.58	2.76	2.45
売上高	196,498	262,097	250,652
営業利益	123,225	138,198	129,523
経常利益	1,643	7,871	21,125
当期純利益	3,945	18,652	25,591
1株当たり当期純利益(米ドル)	0.05	0.20	0.29
1株当たり配当金			

Bright Rainbow Investments Limitedの概要

（平成21年10月6日現在）

商号	Bright Rainbow Investments Limited		
本店所在地	12/F Ruttonjee House, 11 Duddell Street, Central HK		
代表者の役職・氏名	代表 Hu Yu Jun		
事業内容	投資業等		
資本の額	78,000,000香港ドル		
設立年月日	2007年10月29日		
発行済株式数	78,000,000株		
事業年度の末日	12月31日		
従業員数	0人		
主要取引先	該当事項はありません		
主要取引銀行	Merrill Lynch (Asia Pacific) Ltd		
大株主及び持株比率	China DRTV Inc. 100%		
当社との関係等	資本関係	該当はありません	
	人的関係	該当はありません	
	取引関係	該当はありません	
	関連当事者への該当状況	該当はありません	
最近2年間の財政状態（US\$：1,000米ドル）			
	平成18年12月期	平成19年12月期	平成20年12月期
純資産	なし	6.76	10,141.80
総資産	なし	7,006.76	13,076.64
1株当たり純資産（米ドル）	なし	0.00	0.13

6. 割当先を選定した理由等

1) 資金調達目的及び理由について

当社は、創業以来、アウトバウンド（海外への渡航者）向けの土産通販事業を中核事業として業界をリードして参りましたが、昨年は個人消費の低迷や景況感の悪化に加え、中国の食品安全問題や四川大地震の影響等の外的要因により業績が伸び悩みました。これらの状況を打破するため、インバウンド（海外からの渡航者）向けの土産通販事業を第2の柱として注力することとし、特に今後高い伸張が望める発展目覚しい中国市場への進出を検討し、このたび、橡果香港集有限公司（Acorn Hong Kong Holdings Limited）の親会社であるBright Rainbow Investments Limitedの完全親会社であるChina DRTV Inc.の完全親会社であります橡果国際有限公司（Acorn International, Inc.）と平成21年10月28日付で業務提携の基本合意に達しました。

このインバウンド（海外からの渡航者）向けの土産通販事業の開始に伴い緊急に必要な資金を確実かつ迅速に調達するため、第三者割当の方法による新株式発行を行い、あわせて機動的な資金調達を目的として第三者割当の方法による新株予約権を発行いたします。

2) 新株予約権の発行による資金調達の方法を選定した理由について

当社が、第三者割当の方法による新株予約権の発行による資金調達の方法を選定した理由は、金融機関を中心とした間接金融等の様々な資金調達の方法がある中で、今回の業務提携先である橡果国際有限公司（Acorn International, Inc.）との更なる関係強化を通じて、当社の企業価値及び株主価値を高めることを目的としているからであります。

発行条件等の合理性

発行価額について

本新株予約権の発行価額につきましては、第三者機関に算定を依頼し、他の算定方法と比較しつつ、当社株式の価格変動性（ボラティリティ）、過去の株価の推移等を検討した結果、ブラック・ショールズ式による算定方法が適当と判断しました。

当該算定にあたっては、新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価、ボラティリティ、権利行使期間等を勘案して分析を行っており、その結果、本新株予約権 1 個あたりの発行価額は 37,048円と決定しました。

行使価額について

本新株予約権の行使価額につきましては、平成21年7月28日から平成21年10月27日（取締役会決議の直前の取引日）までの3か月間の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値である141.8円（小数点第二以下四捨五入）に0.9026（ディスカウント率9.73%）を乗じた128,000円（1株当たり128円（円未満切り上げ））といたしました。なお、ディスカウント率につきましては、当社を取り巻く個人消費の低迷などの厳しい経営環境や新型インフルエンザや食品問題などの外的要因による事業リスクに起因する株価変動を考慮し、主要割当先であります橡果香港集?有限公司（Acorn Hong Kong Holdings Limited）との交渉の結果、9.73%といたしました。

発行数量及び権利行使による株式の希薄化の規模の合理性について

今回同時に行います第三者割当による新株式発行（800,000株）によって当社の発行済株式総数（6,628,000株）の12.07%との希薄化をもたらし、さらに、新株予約権の目的となる株式数は685,000株であることから全ての新株予約権が行使された場合には当社の発行済株式総数の10.33%の希薄化をもたらすため、それらを合わせると22.40%の希薄化をもたらすものの、橡果香港集?有限公司（Acorn Hong Kong Holdings Limited）の親会社であるBright Rainbow Investments Limitedの完全親会社であるChina DRTV Inc.の完全親会社であります橡果国際有限公司（Acorn International, Inc.）との業務提携の開始に伴う必要資金の調達並びに同社及びREDHORSE HOLDINGS LIMITEDとの関係強化を図ることを通じて、当社の企業価値向上に期待できるものであります。これらのことから、株式の希薄化の規模について合理性があると考えております。

3) 割当先を選定した理由

橡果香港集?有限公司（Acorn Hong Kong Holdings Limited）の親会社であるBright Rainbow Investments Limitedの完全親会社であるChina DRTV Inc.の完全親会社であります橡果国際有限公司（Acorn International, Inc.）との業務提携の強化を目的に新株予約権の割当先として橡果香港集?有限公司（Acorn Hong Kong Holdings Limited）を選定し、橡果香港集?有限公司（Acorn Hong Kong Holdings Limited）は、当該割当てを引き受けます。

なお、橡果香港集?有限公司（Acorn Hong Kong Holdings Limited）は、当社の経営に介入する意志はなく、反社会的勢力との取引関係、資金または人的関係がない旨を数回の交渉の際に確認しており、かつその旨の確認書を取得する所存であります。

また、REDHORSE HOLDINGS LIMITEDは、本社が香港にあり、日本企業の中国進出などのコンサルティングを行っている事業会社であり、インバウンド顧客向けの事業にかかる関係を強化するためと、当社に橡果国際有限公司（Acorn International, Inc.）を紹介した関係上、当社のその他の関係会社であるR Hインシグノ株式会社及びREDHORSE HOLDINGS LIMITED、他数社で構成されるレッドホース・グループとして当社に対する経営権をある一定水準に保ちたい意向をもっており、当社もこれに賛同しているため、REDHORSE HOLDINGS LIMITEDを割当先として選定いたしました。さらに当社は、REDHORSE HOLDINGS LIMITEDから反社会的勢力との取引関係、資金または人的関係がない旨を数回の交渉の際に確認しており、かつその旨の確認書を取得する所存であります。

なお、橡果香港集?有限公司（Acorn Hong Kong Holdings Limited）及びREDHORSE HOLDINGS LIMITEDについては数回に渡る経営者との交渉や登記簿謄本、銀行口座により両会社の会社組織の存在を確認しております。

4) 割当先の保有方針及び払込に要する財産の存在について確認した内容

割当予定先の二社からは、割当てられた新株式予約権を、払込期日（平成21年11月13日）から2年間において譲渡する場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法を直ちに当社に書面で報告すること、及び当社が当該報告内容を株式会社ジャスダック証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき、確約書の締結を頂く旨の内諾を得ております。

また、橡果香港集?有限公司(Acorn Hong Kong Holdings Limited)については払込相当額の資金確保を口頭では確認しておりますが、別途銀行残高証明書を徴求いたします。REDHORSE HOLDINGS LIMITEDについては銀行残高証明書によって払込相当額の預金残高のあることを確認しておりますので、両会社ともに当社への払込の意志を確認しまた十分な資力を有すると判断しております。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	RHトラベラー株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は1,000株である。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項(1)号の出資額を同欄第1項第(2)号の行使価額(但し、同欄第2項によって調整された場合は調整後の行使価額)で除して得られる最大整数(以下「交付株式数」という。)とする。この場合に1株未満の端数を生じたときにはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、87,680,000円とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、平成21年7月28日から平成21年10月27日(取締役会決議の直前の取引日)までの3か月間の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値である141.8円(小数点第二以下四捨五入)に0.9026(ディスカウント率9.73%)を乗じた128円(円未満切り上げ)とする(以下「当初行使価額」という。)</p> <p>2. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

	<p>(4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき、 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までにかかる通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	113,057,880円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成21年11月14日から平成24年11月13日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 RHトラベラー株式会社 コーポレート本部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 銀座中央支店</p>

新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項はありません
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません

(注) 1. 新株予約権行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとするときは、所定の行使請求書に必要事項を記載して、これに記名押印したうえ、これを別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求権受付場所(以下「行使請求受付場所」という。)に提出するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場」欄に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場」欄記載の行使請求の受付場所に到着し、且つ当該本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
- (4) 本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

2. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(3) 【新株予約権の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
113,057,880	3,000,000	110,057,880

(注) 1. 新株予約権の払込金額の総額(25,377,880円)に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(87,680,000円)を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には消費税等は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

今回の新規に発行する新株及び新株予約権、並びに同時に行います自己株式の処分によって調達する手取金、手取金の使途の内訳は下記の様に予定しております。

調達する手取金

第三者割当による新株式発行	102,400,000円
第三者割当による新株予約権発行	113,057,880円
(内訳 新株予約権発行による調達額)	25,377,880円)
(内訳 新株予約権行使による調達額)	87,680,000円)
自己株式処分	64,000,000円
処分・発行に係る費用	6,000,000円
手取金合計額	273,457,880円

新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合は、上記の第三者割当による新株予約権発行による調達額は減少いたします。

手取金の使途

中国からの渡航者に関する市場調査費用、	
中国からの渡航者向けテスト商材仕入資金	平成21年12月
中国からの渡航者向けテスト用カタログ作成費用	60,000,000円
テスト販売費用	
中国国内の旅行代理店等の開拓費用	平成22年1月
中国人向けのeコマース事業の開発費用	100,000,000円
中国からの渡航者向けカタログ作成費用	
中国からの渡航者向け商材仕入れ資金	平成23年3月期
橡果国際有限公司に供給する日本商材仕入資金等	100,000,000円
手取金合計額	260,000,000円

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 臨時報告書の提出

当社は、組込情報である有価証券報告書(第47期事業年度)の提出日以降、以下のとおり臨時報告書を提出しております。

(平成21年8月4日提出の臨時報告書)

1) 当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき提出しております。

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

新たに主要株主となるもの

名称 RHインシグノ株式会社

主要株主でなくなるもの

a. 名称 有限会社ワールドワイド

b. 氏名 神山 健

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

RHインシグノ株式会社

	所有議決権の数 (所有株式数)	総株主等の議決権に対する割合
異動前 (平成21年3月31日現在)	-	-
異動後	1,969個 (1,969,220株)	32.2%

- a. 有限会社ワールドワイド

	所有議決権の数 (所有株式数)	総株主等の議決権に対する割合
異動前 (平成21年3月31日現在)	825個 (825,700株)	13.49%
異動後	-	-

- b. 神山 健

	所有議決権の数 (所有株式数)	総株主等の議決権に対する割合
異動前 (平成21年3月31日現在)	818個 (818,000株)	13.38%
異動後	-	-

(3) 当該異動の年月日

平成21年8月3日

(4) その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額、総株主等の議決権の数及び発行済株式総数

資本金の額 807,500,000円

総株主等の議決権の数 6,115個

発行済株式総数 6,628,000株

- 2) 当社は、平成21年8月3日開催の取締役会において当社の代表取締役が異動となりましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき提出しております。

(1) 代表取締役の異動

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名	所有株式数 (千株)
小杉 利一 (昭和23年4月15日生)	代表取締役管理部長兼コンプライアンス担当兼監査室担当	常務取締役管理部長兼コンプライアンス担当兼監査室担当	8
神山 逸志 (昭和16年4月4日生)	-	代表取締役社長	325
神山 健 (昭和47年9月3日生)	-	代表取締役副社長	818

提出日現在の略歴

氏名	略歴
小杉 利一	平成7年4月 当社入社 平成9年9月 同経理部長 平成13年6月 同取締役経理部長 平成15年6月 同常務取締役管理本部長兼経理部長 平成20年1月 同常務取締役管理部長兼コンプライアンス担当兼監査室担当 平成21年7月 同代表取締役管理部長兼コンプライアンス担当兼監査室担当(現任)

(2) 当該異動の年月日

平成21年8月3日

(平成21年9月4日提出の臨時報告書)

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う監査公認会計士等の異動を決定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出しております。

(1) 異動に係る監査公認会計士等

退任する監査公認会計士等

名称 新日本有限責任監査法人

事務所所在地 東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル

就任する監査公認会計士等

名称 監査法人ハイビスカス

事務所所在地 北海道札幌市中央区南一条西九丁目1番地15 札幌トラストビル6階

(2) 異動年月日

退任する監査公認会計士等の異動年月日

平成21年9月3日

就任する監査公認会計士等の異動年月日

平成21年9月4日

(3) 退任する監査公認会計士等の直近における就任年月日

平成21年6月26日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 異動に至った理由及び経緯

当社は平成21年8月3日にRHインシグノ株式会社(筆頭株主)となりRHインシグノ株式会社の持分法適用会社となったことから今後、効率的な監査を実施するため、RHインシグノ株式会社と会計監査人を統一する必要があると判断し、当社の会計監査人でありました新日本有限責任監査法人と平成21年9月3日に監査及び四半期レビュー契約の合意解約書を締結するとともに、平成21年9月4日の監査役会においてRHインシグノ株式会社の会計監査人である監査法人ハイビスカスを一時会計監査人に選任いたしました。また、同日開催の取締役会において監査法人ハイビスカスの選任を平成21年9月25日開催予定の臨時株主総会に付議することを決定いたしました。

(6) (5) の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の申し出を受けております。

(7) 退任する監査公認会計士等が(6) の意見を表明しない旨及びその理由並びに当社が退任する監査公認会計士等に對し、意見の表明を求めるために講じた措置の内容

該当事項はありません。

(平成21年9月14日提出の臨時報告書)

当社は、平成21年9月11日開催の取締役会において、平成21年10月25日を効力発生日としたうえで、当社を存続会社として、当社の特定子会社かつ完全子会社であるアイマーケット株式会社を吸収合併することを決議するとともに、平成21年9月11日付で吸収合併契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号並びに第19条第2項第7号の3の規定に基づき提出しております。

1. 特定子会社の異動に関する事項

(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告)

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金および事業の内容

名称 アイマーケット株式会社

住所 東京都千代田区麹町一丁目10番地

代表者の氏名 代表取締役 宮田 敦子

資本金 90,000千円

事業の内容 海外・国内土産店舗販売事業、旅行用品店舗販売事業

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数および当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 1,800個

個(吸収合併により消滅) 異動後

当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

異動前 100.0%

% (吸収合併により消滅) 異動後

(3) 当該異動の理由およびその年月日

異動の理由

当社が、特定子会社であるアイマーケット株式会社を吸収合併することにより、アイマーケット株式会社が消滅することによります。

異動の年月日

平成21年10月25日(合併の効力発生日)

2. 吸収合併に関する事項

（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3に基づく報告）

(1) 当該吸収合併の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金、純資産の額、総資産の額および事業の内容

商号 アイマーケット株式会社

本店の所在地 東京都千代田区麹町一丁目10番地

代表者の氏名 代表取締役 宮田 敦子

資本金 90,000千円

純資産の額 349,186千円

総資産の額 503,867千円

事業の内容 海外・国内土産店舗販売事業、旅行用品店舗販売事業

（注）純資産の額および総資産の額は平成21年3月期の数値を記載しています。

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益および純利益

決算期	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
売上高（百万円）	1,680	1,261	798
営業損益（百万円）	8	70	87
経常損益（百万円）	15	65	81
当期純損益（百万円）	76	97	106

大株主の名称および発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

トラベラー株式会社 100.0%

提出会社との間の資本関係、人的関係および取引関係

アイマーケット株式会社は、当社100%出資の連結子会社であり、当社より役員を派遣を行っております。

また、アイマーケット株式会社は、当社と小売販売の業務提携を行っております。

(2) 当該吸収合併の目的

当社は、主幹業務である海外土産販売事業、国内土産販売事業および旅行用品販売事業においてカタログやネットのよる通信販売を展開しており、また、アイマーケット株式会社は、空港などの店舗における対面販売を展開しております。当社は、R Hインシグノ株式会社との業務提携に伴い、従来のアウトバウンド向け事業に加えてインバウンド向け事業の展開を図るため、カタログ・ネット・店舗の連携による販売力の強化を目的として、アイマーケット株式会社を吸収合併することといたしました。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容、その他の吸収合併契約の内容

当該吸収合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式で、アイマーケット株式会社は解散いたします。

吸収合併に係る割当ての内容

アイマーケット株式会社は当社の完全子会社であるため、合併による新株の発行、資本金の増加および合併交付金の支払はありません。

その他の吸収合併契約の内容

吸収合併契約の内容については、末尾の「吸収合併契約書」のとおりであります。

(4) 当該吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項ありません。

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

商号 トラベラー株式会社

本店の所在地 東京都千代田区麹町一丁目10番地

代表者の氏名 代表取締役 小杉 利一

資本金の額 807,500千円

純資産の額 未定

総資産の額 未定

事業の内容 海外・国内土産販売事業、旅行用品販売事業

なお、未定事項につきましては、確定次第臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

吸収合併契約書

アイマーケット株式会社(以下「アイマーケット」という)およびトラベラー株式会社(以下「トラベラー」という)は、以下のとおり合併契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条(吸収合併)

- アイマーケットおよびトラベラーは、アイマーケットを吸収合併消滅会社、トラベラーを吸収合併存続会社として合併し、トラベラーがアイマーケットの権利義務の全部を承継する(以下「本件合併」という)。
- 吸収合併存続会社および吸収合併消滅会社の商号および住所は、次のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社

商号：トラベラー株式会社

住所：東京都千代田区麹町一丁目10番地

(2) 吸収合併消滅会社

商号：アイマーケット株式会社

住所：東京都千代田区麹町一丁目10番地

第2条(承継する資産、債務、その他の権利義務の承継)

- アイマーケットは、平成21年3月31日現在の貸借対照表、その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加味した一切の資産、負債および権利義務を効力発生日にトラベラーに引継ぎ、トラベラーはこれを承継する。
- アイマーケットは、平成21年3月31日から本件合併の効力発生日の前日に至る間の資産および負債の変動について、別に計算書を添付してその内容をトラベラーに明示する。

第3条(本件合併に際して交付する金銭)

トラベラーは、アイマーケットの発行済全株式を保有しているため、本件合併に際して、アイマーケットの株式に代わる株式、金銭等を交付しない。

第4条(トラベラーの資本金および準備金)

トラベラーが本件合併により増加すべき資本金および準備金は、次のとおりとする。

(1) 資本金 0円

(2) 資本準備金 0円

第5条(新株予約権)

アイマーケットは、本契約締結時において、アイマーケットの新株予約権が存在しないことを確認する。なお、アイマーケットは、本契約締結後、新株予約権を発行しないものとする。

第6条(効力発生日)

本件合併の効力発生日(以下「効力発生日」という)は、平成21年10月25日とする。ただし、本件合併手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、トラベラーおよびアイマーケット協議のうえ、これを変更することができるものとする。

第7条(合併承認總會)

- アイマーケットは、会社法第784条第1項の規定に基づき、本契約について、株主總會の承認を得ずして本件合併を行う。

2. トラベラーは、会社法第796条第3項の規定に基づき、本契約について、株主総会の承認を得ずして本件合併を行う。

第8条(会社財産の管理等)

アイマーケットおよびトラベラーは、本契約締結後効力発生日にいたるまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行および財産の管理、運営を行い、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、あらかじめアイマーケット、トラベラー協議の上、これを行う。

第9条(従業員の処遇)

トラベラーは、本合併の効力発生日において、アイマーケットの従業員を引き継ぐものとし、従業員に関する取扱いについては、トラベラーとアイマーケット間で協議のうえこれを定める。

第10条(合併条件の変更および本契約の解除)

本契約締結の日から効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、アイマーケットまたはトラベラーの資産状態、経営状態に重大な変更が生じたときは、アイマーケット、トラベラー協議の上、合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第11条(契約の効力)

本契約は、次の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

- (1) 効力発生日前日までに、国内外の法令に定める関係官庁の承認等が得られなかった場合、またはかかる承認等に本件合併の実行に重大な支障をきたす条件もしくは制約等が付された場合。
- (2) 前条により本契約が解除された場合

第12条(秘密保持)

1. アイマーケットおよびトラベラーは、本契約の内容および本契約の履行過程において知り得た、相手方の営業秘密として管理されている情報で、開示にあたり秘密情報である旨明示のうえ開示された情報(以下「秘密情報」という)を相手方の事前の書面による承諾なしに、第三者に対して開示、提供もしくは漏洩しまたは本件合併遂行の目的以外に使用してはならない。

ただし、裁判所の命令その他公的機関による法令に基づく開示の要求に応じる場合はこの限りでない(この場合、被開示者は、開示者に対して開示要求がなされた旨を通知するものとする)。なお、以下の各号の一つ以上に該当する秘密情報には適用しない。

- (1) 開示を受けた際に自ら保有しまたは第三者から入手していた情報
- (2) 開示を受けた後既に公知または公用であった情報
- (3) 開示を受けた後アイマーケットおよびトラベラーいずれの責にもよらず公知または公用となった場合

2. アイマーケットおよびトラベラーは、本契約の内容に関し、本件合併による公告手続き前に契約関係にあることを公表する場合には、その時期、方法および内容につき相手方の事前の書面による承諾を得て行う。

第13条(協議)

本契約に定めなき事項、または本契約の解釈に疑義が生じた場合は、アイマーケットとトラベラーとの協議の上、信義誠実の原則に基づき円満に解決するものとする。

第14条(合意管轄)

本契約に関する一切の訴訟は、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約締結の証として本書2通を作成し、アイマーケット、トラベラーは記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成21年9月11日

アイマーケット：
東京都千代田区麹町一丁目10番地
アイマーケット株式会社
代表取締役 宮田 敦子

トラベラー：
東京都千代田区麹町一丁目10番地
トラベラー株式会社
代表取締役 小杉 利一

（平成21年10月23日提出の臨時報告書）

当社は、平成21年9月25日開催の取締役会において当社の代表取締役が異動となりましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき本臨時報告書を提出いたします。

(1) 代表取締役の異動

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名	所有株式数 (千株)
竹田 浩 (昭和52年7月3日生)	代表取締役社長	社長執行役員	0
小杉 利一 (昭和23年4月15日生)	取締役副社長管理部長兼コンプライアンス担当兼監査室担当	代表取締役管理部長兼コンプライアンス担当兼監査室担当	8

提出日現在の略歴

氏名	略歴
竹田 浩	平成12年4月 タキヒヨー株式会社入社 平成19年8月 レッドホース株式会社入社 平成19年10月 アジアンエイト株式会社代表執行役員CEO 平成21年5月 レッドホース株式会社退社 平成21年8月 当社社長執行役員 平成21年9月 同代表取締役社長（現任）

(2) 当該異動の年月日

平成21年9月25日

2. 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第47期）に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、平成21年10月28日現在以下のとおり変更及び追加がありました。以下の内容は当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであります。なお、削除又は新たに追加となった箇所は_____ 〇で示しております。

また、下記の事由には将来に関する事由が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日（平成21年10月28日）現在において判断したものであります。

(1) 火急な環境の変化に関するリスク

当社グループは旅行に關したビジネスが従来からの特徴であり、特に海外を中心とした旅行者への販売に依存しております。海外渡航関連事業の売上は全体の70.7%（96億円）であり、ここ数年来発生しました戦争・テロを含む国際情勢の不安、新型インフルエンザ等の伝染性疾患の蔓延により渡航者の自粛を招き、それに伴い当社海外土産商品・旅行用品の売上減少となり、当社グループの業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 特定の取引先への高い販売依存度に関するリスク

当社グループの販売で依存をしている代理店は、最も有力な取引先で売上構成比が約8%となり、その代理店との関係悪化が売上の減少を招き、当社の業績、財政面に悪影響を与える可能性があります。

(3) 商品の輸入規制に関するリスク

当社グループで販売している商品は海外からの輸入食品が主力である為、添加物等を含め新たな発令により、輸入規制となった場合は商品の供給が困難となることがあり、その場合当社グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

(4) 顧客の需要構造の変化に伴うリスク

当社グループの販売している主力商品（海外産チョコレート等海外食品）に対する顧客の需要構造が変化することにより販売が激減した場合は当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 海外進出に潜在するリスク

当社グループは、タイに現地法人を設立、その子会社として香港にも現地法人を設立しており、これらの海外市場への事業進出には以下に掲げるリスクが内在しております。

1. 予期しない法律または規制の変更

2. 不利な政治または経済要因

3. 人材の採用と確保の難しさ

4. テロ、戦争、その他の要因による社会的混乱

上記2カ国での新型コロナウイルス（SARS）、鳥インフルエンザ等の伝染性疾病の再発・蔓延により事業活動に悪影響を及ぼす可能性があり、その結果連結業績に悪影響を及ぼす可能性もあります。

(6) 将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象等について

当社グループは、以下の理由により、当第1四半期連結会計期間において継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

売上高の著しい減少

売上高が前第1四半期比で40.3%減少しております。なお、前期中に売却した連結子会社ウイングエース㈱の数値を除いた場合の売上高の前第1四半期比は、32.5%の減少となります。

重要な営業損失、経常損失、四半期純損失の計上

当第1四半期連結累計期間において営業損失370百万円、経常損失392百万円、四半期純損失404百万円を計上しております。

重要なマイナスの営業キャッシュ・フローの計上

当第1四半期連結累計期間においてマイナスの営業キャッシュ・フロー499百万円を計上しております。

しかし、これらの事象は平成21年4月に発生した新型インフルエンザの影響による日本人出国数の激減及び国内旅行需要の大幅な減少によるものであり、騒動の終結した当年7月以降は海外旅行・国内旅行ともに需要は徐々に回復しております。当社グループとしては、節約志向が高まっているお客様向けにお買い得感のある商品を積極的にアピールし、更に当年9月の大型連休に対応した販売促進を実施してまいります。同時に、旅行関連業界で培ったノウハウを活かしインターネットを活用した通信販売事業や店舗事業の推進強化を積極的に図ってまいります。

また、人件費については、前連結会計年度下期に転身支援制度を実施し人員の削減を図りましたが、これによる人件費削減の効果が、当連結会計年度に表れてまいります。併せて、従業員給与の一部削減、役員報酬の減額等更なる人件費の削減を図ってまいります。

経費については、前連結会計年度に地代家賃等の支出内容を見直し、経費削減を図っておりますが、これに加え、業務委託料等の見直し等、より一層の経費削減を図ってまいります。

このような会社の施策を講じていくことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況は解消に向かっておりますので、継続企業の前提に関する重要な不確実性は存在しないと判断しております。

(7) 新株予約権の行使がされない場合の資金調達について

新株予約権証券の新規発行により資金調達を行うこととしておりますが、行使期間平成21年11月14日から平成24年11月13日までの間において権利行使がされない場合は、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があり、その場合は、予定しております中国からの渡航者向け商材仕入等の遂行が困難になる可能性があります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 第47期	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	平成21年6月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	第48期 第1四半期	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	平成21年8月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）にて提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年 6月27日

トラベラー株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 古川 康信 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山口 光信 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 井尾 稔 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているトラベラー株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トラベラー株式会社及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月11日

トラベラー株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浜田 正継 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井尾 稔 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているトラベラー株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、トラベラー株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月29日

トラベラー株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浜田 正継 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井尾 稔 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているトラベラー株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トラベラー株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、トラベラー株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、トラベラー株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は重要な欠陥があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

内部統制報告書に記載されている重要な欠陥のある貯蔵品の評価については、必要な修正はすべて連結財務諸表に反映されており、これによる財務諸表監査に及ぼす影響はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月12日

トラベラー株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浜田 正継 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井尾 稔 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているトラベラー株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、トラベラー株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年 6月27日

トラベラー株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 古川 康信 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 山口 光信 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 井尾 稔 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているトラベラー株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第46期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トラベラー株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年 6月29日

トラベラー株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浜田 正継 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井尾 稔 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているトラベラー株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第47期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トラベラー株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。